

海 外

国 際 機 関

◆ IMF総務会暫定委員会コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は、2月10日、11日、ワシントンにおいて第20回の会合を開催、以上のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)総務会暫定委員会は、1983年2月10日、11日、サー・ショフリー・ハウ英國蔵相を議長として、第20回会合を開催した。本会合には、ジャック・ド・ラロシェールIMF専務理事が参加したほか、多くの国際機関、地域機関およびスイスからオブザーバーが出席した。
2. 委員会は世界経済の見通しと現在多くの国が直面している困難な問題に対処するために必要とされる政策について検討した。

委員会は経済成長率とインフレ率の見通しが1982年9月の前回会合時に比べてともに下方修正されたことに留意した。景気回復の兆しがわずかみられるに過ぎない現状にかんがみ、高水準の失業、投資、および世界貿易の停滞を懸念する意見が表明された。同時に、委員会はいくつかの先進工業国においてインフレに対する戦いが一層の成果をあげ、また、それにより金利の低下が促されたことは、持続的な景気回復のための基盤となるものとして、歓迎した。

委員会は、インフレ問題への取組みに成功をおさめることが、中期的な持続的成長のための十分条件ではなくとも必要条件であることを確信し、各國当局が景気の持続的回復を促進するに当たっては、インフレ期待を発生させるよう政策を回避するよう要請した。また、多くの国において財政赤字を削減することが重要であることも強調された。委員会は、財政赤字が削減されない場合には、政府の借入所要額増大に対する市場の懸念から金利が高騰し、景気回復が阻害されかねないことに留意した。

いくつかの主要先進工業国においては、インフレ率が依然として高水準にあり、抑制的な金融および財政政策が、所得政策の一層効果的な実施とあわせて必要となっている。しかしながら、インフレの抑制に多大な成功をおさめてきた先進工業国においては、景気回復のための諸条件が整ってきたと考えられる。すなわち、インフレの抑制とそれにより可能となった金利低下により、引続

きインフレ抑制を目指した金融・財政政策を運営しつつも、一段の経済成長を達成する基盤がもたらされることになった。安定的な成長軌道への移行は、市場にみられる硬直性や構造的不均衡を解消することによりさらに促進されることとなろう。

委員会は、過去1、2年の間における保護主義の台頭を好ましくないものと認め、このような保護主義を阻止することが何よりも重要であると強調した。

非産油発展途上国が直面している困難な状況に関し、委員会は格別な懸念を表明し、非産油発展途上国の成長率は、1960年代から、1970年代初めにかけて平均6%程度であったが、最近2年間平均ではわずか2.5%となり、1983年にもそれほどの改善が期待できない見通しであることに留意した。これらの諸国の生産は人口の急激な増加をかうじて支える程度の伸びを維持してきたが、交易条件の悪化、輸出市場の不振、国際金融市场における金利高まり、經常赤字ファイナンス上の困難といった悪条件下におけるものであったため、非産油発展途上国の輸入は急激に減少せざるをえず、その結果投資は停滞し、成長テンポは低下することとなった。

多くの非産油発展途上国がこれまで実施してきた対外調整策は十分なものではなく、また、これらの国々多くは經常赤字の円滑なファイナンスが困難となっていることから、委員会は、公的開発援助と民間銀行融資とともに適切な規模で継続することが特に重要であると指摘し、この面でIMFが最近格別に重要な役割を演じた点を歓迎した。

さらに一般的な問題として委員会は、経済調整プログラムを取り組む加盟国に国際収支ファイナンス面での支援を行い、あるいは加盟国の経済政策に対する監視(surveillance)を行うIMFの役割が現状では益々重要になっていること、また、IMFがこのような役割を果していくため、十分な資金を備える必要があることを強調した。

3. 理事会において、第8次増資の検討に関しかなりの進展がみられたことに留意しつつ、委員会は、残された問題に焦点を絞って検討を行い、クォータについて、次のような合意に達することができた。

- (a) IMFのクォータ総額を、第8次増資により、現在の約610.3億SDRから900億SDR(約985億米ドル相当)に増額する。
- (b) 増資総額の40%は、全加盟国に対し各国の現行クォータに比例して配分する。また残り60%については、選択的調整の対象とし、各国の計算クォータ(世界経済に占める加盟国の相対的な地位をおおむね反映した

もの)のシェアに応じて配分する。

(c) 各加盟国のクォータ增加額の25%はSDRまたは他の加盟国の利用可能通貨によって払い込まれるものとする。

委員会は、現行クォータが10百万SDR以下と極めて少額である加盟国のクォータについて、特別な調整を行う可能性につき検討した。この件については、主要決定事項実施の際関連する事項として、理事会に緊急に検討させることが合意された。

4. 委員会は、IMFの資金に対する融資限度(access)問題をとり上げ、理事会が1983年6月30日までにこの問題の検討を行うことに留意した。その際委員会は、理事会に対し、委員会において表明された、クォーター比でみた現在の拡大融資限度額を維持すべきであるとする意見とIMFの流動性の動向に配慮する必要があることを強調する意見とに留意するよう、要請した。また、委員会は専務理事に対し、この問題に関する報告を次回暫定委員会において行うよう要請した。

5. 委員会は、GABの約定規模を170億SDR(約190億ドル)に拡大し、国際金融制度の安定を脅かすような例外的状況においてIMFが資金不足に直面する場合には、GABの資金をGAB非参加国に対するIMF融資の場合にも利用できることとした最近のGAB参加国の蔵相・中央銀行総裁会議の決定に留意した。この関連で、スイスがスイス国立銀行を通じて10.2億SDRの貸付約定を行うことによって、GABの正式参加国となる意向であることを歓迎した。

また、委員会は、GABと協調しかつGABと同一の目的で、サウジ・アラビアがIMFに対し資金協力をを行う意向であることを歓迎した。委員会は、サウジ・アラビアの資金協力について、現在細部の検討が進んでいることに満足の意を表明した。

6. 委員会は、委員会における今回の合意を履行するために必要とされる決定その他の措置を、理事会が1983年2月末までにとるよう要請した。また、委員会はIMFの資金補充のための提案が、1983年末までに発効することが可能となるよう、早急に措置をとることを各加盟国政府に働きかけることで合意をみた。

7. 委員会は、1982年1月1日に始まった第4基本期間におけるSDRの配分問題について、再び討議を行った。トロントにおける前回会合以降の事情にかんがみ、委員会は、この問題ができる限り早く再検討されるべきであることで合意した。したがって、専務理事が、SDRの新配分について、加盟国の幅広い支持が得られるような提案を行い得るかどうかについて、次回暫定委員会

までに決定できるよう、最近の経済成長、インフレーション、国際流動性の動向について理事会が検討するよう求めた。

8. 委員会は、次回会合を1983年9月25日にワシントンに於て開催することに合意した。

米州諸国

◇米国連邦準備制度、マネーサプライの定義を一部変更

米国連邦準備制度は2月11日、マネーサプライ統計(M₂、M₃)の定義を一部次のように変更する旨発表した。

(1) 非課税のMMF(地方債等の非課税証券に投資するMMF)は、従来マネーサプライ統計に計上されていなかったが、これまで計上されていた課税分のMMFと同様に、機関投資家保有分を除く分はM₂およびM₃に、機関投資家保有分はM₃に各々計上する。

(2) 預金取扱金融機関に預入もしくはMMFで運用されている個人年金(IRAs)および自営業者年金(keogh)は、従来M₂およびM₃に計上されていたが、これをマネーサプライ統計から除外する。

なお、上記1および2の変更に伴って、82年中のマネーサプライ伸び率はM₂、M₃とも年率0.5%程度低下する(上記(1)の要因によってM₂、M₃とも同0.5%程度上昇、(2)の要因によって同1%程度低下)と説明されている。

◇米国連邦準備制度理事会、83年マネーサプライ目標値等を発表

1. ボルカー連邦準備制度理事会議長は2月16日、上院銀行委員会に金融政策に関する半期毎の報告書を提出し、本年のマネーサプライ目標値等について以下のとおり設定することを明らかにした。

マネーサプライ等の目標値 ^(注) (単位: %)		
83年の目標値	82年の目標値	82年実績
M ₁	4~8	2.5~5.5
M ₂	7~10	6~9
M ₃	6.5~9.5	6.5~9.5
国内非金融部門負債	8.5~11.5	—
		9.5

(注) 第4四半期平残の前年第4四半期平残に対する増加率で表示。

ただし83年のM₂については、83年2、3月平残に対する83年第4四半期平残の年率増加率。

2. なお、同議長はこれに関連する証言のなかで、次のような見解を示した。

(1) 当面の金融政策は、引き続きインフレ再燃を回避しつつ、金融緩和を進めて、景気回復を支えることを目標

としている。ただ、この目標達成は金融政策のみでは不可能であり、巨大な財政赤字等目標達成にとって障害となる諸問題にも対処していかなければならぬ。

(2) 本年の政策運営にあたっては、新金融商品の導入などにより短期的な振れの大きい M₁ よりは、むしろより広義のマネーサプライ指標(M₂ および M₃)を重視する。M₂ の目標値は、MMDA 導入に伴う M₂ 以外からの資金流入を考慮して設定したもので、基準時点としては導入初期の影響がより小さくなる 2、3 月平均を採用し、伸び率自体もその後の資金シフトを 1% ないしそれを若干上回る程度と見込んで前年目標値(6~9%)を 1% 上回るレインジとした(実勢としてはほぼ前年並みの水準)。なお、M₁~M₃ 並みといったマネーサプライ指標のほかに実験的に「国内非金融部門負債(Domestic Non-Financial Debt)」の推移をフォローすることとした。これは広義信用総量(Broad Credit Aggregate)とでも言うべきものであるが、現在月次計数がなく、十分コントロールする手段もないため目標値というより、マネーサプライの動きを適切に判断するための参考指標と考えている。

歐 洲 諸 國

◆西ドイツ、総選挙を実施

西ドイツでは 3 月 6 日、第 10 回連邦議会(下院)議員選挙が実施された(投票率 89.1%、前回は 80 年 10 月に実施、55 年 10 月号「要録」参照)。この結果、与党のキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)が過半数に迫る得票率をあげて大幅に議席数を伸ばし、連立与党の自由民主党

	得 票 率	議 席 数
キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)	48.8(44.5)	244 (226)
社会民主 党(SPD)	38.2(42.9)	193 (218)
自由 民 主 党(FDP)	6.9(10.6)	34 (53)
緑 の 党	5.6(1.5)	27 (0)
そ の 他	0.5(0.5)	0 (0)
合 計	100.0(100.0)	498 (497) うち与党 278 〃野党 220

(注) 1. かっこ内は前回(80年10月)総選挙結果

2. 総議席が定数(496)より 2 議席多いのは、ハンブルク、ブレーメン両特別市で第 1 投票(小選挙区の候補者個人に投票)による社会民主党の当選者数が第 2 投票(政党に投票)の結果に応じて配分された同党への議席数を上回ったため、第 1 投票の結果を尊重して両市で議席を増やしたため。

3. 「その他」には西ドイツ共産党(DKP、得票率 0.2%)等 8 政党が含まれるが、いずれも議席獲得に必要な得票率(5%)に達しなかった。

(FDP)と合わせて過半数を獲得したのに対し、昨年まで政権を担当してきた社会民主党(SPD)は大きく後退した。一方、反核・環境保護を唱える新興の「緑の党」も初めて議席を獲得した。なお、新内閣は総選挙後 30 日以内に召集される新連邦議会で新首相が選出されるのを待って成立するが、コール CDU 党首は現連立与党(CDU/CSU、FDP)体制維持の意向を表明している。党派別得票率および議席数は別表のとおり。

◆フランス政府、銀行法案の骨子を発表

ドゥロール経済財政相は 2 月 16 日、閣議において、現在策定中の銀行法案(projet de loi bancaire)の骨子を明らかにした。同法案は、82 年 2 月の銀行国有化(57 年 2 月号「要録」参照)に伴う金融制度改革、金融機関に対する監督機能の強化等を具体化したもので、今後、今秋の国会上程を目途に細部の検討を進める予定と伝えられている。

今回明らかにされた同法案の骨子は以下のとおり。

1. 国家信用理事会の刷新

経済活動に携わるすべての関係者が金融政策の策定と運営に十分参加し得るよう、国家信用理事会(注)の構成と機能を刷新する。

(注) 国家信用理事会(Conseil National du Crédit)は、金融政策一般の決定および金融組織の指導に当る機関で、現在の構成員は、経済財政相(会長)、フランス銀行総裁(副会長)、産業界代表 13 名、労働界代表 9 名、市中金融機関代表 8 名、官庁等代表 9 名および公的金融機関代表 7 名の計 47 名。

2. 金融機関の業態区分の除去

預金受け入れおよび信用供与を行う各種金融機関に対する規制を統一する(ただし、各業態の特性と伝統を尊重するため、適宜調整を加えることも考慮)。また、官民・業態を問わず、フランス金融機関連合会(association française des établissements de crédit)の名の下に各種金融機関を統合する。

3. 金融機関の管理・監督機関の新設

預金者を保護し、金融組織に対する信頼を高めるとの見地から、系統金融機関・貯蓄金庫などを含めた全金融機関を対象とする管理・監督機関として、銀行委員会(Commission bancaire)を設ける(注)。

(注) 現在、金融機関の管理・監督には銀行監督委員会(Commission de Contrôle des Banques、委員長はフランス銀行総裁)が当っているが、検査の対象は銀行のみに限られている。

4. 金融機能の地方分権化

地域経済の発展に資するため、金融機能の地方分権化を進めること。また、本目的を達成するため、地域金融会議(conférence financière régionale)を設置する。

◇オランダ銀行、公定歩合等を引下げ

1. オランダ銀行は2月28日、公定歩合等を0.5%引下げ(基準割引歩合4.5→4.0%、債券担保貸付金利5.0→4.5%、約束手形割引歩合5.5→5.0%)、翌3月1日から実施する旨発表した。今回の引下げは、本年1月14日(2月号「要録」参照)に続くものである。
2. 今次措置につきオランダ銀行では、「国内市場金利が低下を続ける中で(インバーンク・レート<1か月物>12月末5 1/4~3%→2月末4 3/4%)、オランダ・ギルダー相場が堅調に推移(2月末、EMS内第3位)している状況にかんがみ、低迷を続ける国内景気に挺入れするために公定歩合等を引下げることが適当と判断した」と説明している。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引上げ

1. ベルギー中央銀行は3月8日、公定歩合ならびに債券担保貸付金利を2.5%引上げ、それぞれ14.0%、15.0%とし、翌9日以降実施する旨決定した。同行の公定歩合等は昨年7月以来5回にわたり引下げられてきたが、今次引上げ幅はこれまでの通算引下げ幅(2.5%)と同幅であり、これにより前回引上げ(82年4月8日、公定歩合13.0→14.0%等)後の水準に戻ったかたちとなった。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

- (1) 再割引歩合(公定歩合)……………14.0(11.5)
- (2) 債券担保貸付金利
貸付限度枠内の貸付適用金利………15.0(12.5)
貸付限度枠外の高率適用金利………中央銀行の裁量により決定(従来通り)

2. 今次公定歩合引上げは、西ドイツの総選挙(3月6日実施、「要録」別項参照)における与党の勝利を契機にEMS内で西ドイツ・マルクが急騰し、これによってベルギー・フランに対する売り圧力が一段と強まったことに対処したものである。なお、ベルギー中央銀行では、「ベルギー・ルクセンブルグ通貨同盟を維持するためにもベルギー・フランの一方的切下げは回避すべきであり、また、最近における経常収支の改善基調(経常収支赤字、82年1,400億フラン→83年見通し600~800億フラン)からみても、現在の基準相場は適正といえるので、ベルギー・フラン防衛への確固たる決意を示すことが必要と考えた」と説明している。

◇オーストリア中央銀行、再割引利用枠を拡大

1. オーストリア中央銀行は2月2日、再割引およびロ

ンパート貸付の利用枠をそれぞれ30%拡大(注)(対基準枠比70%→100%)し3月1日から実施する旨決定、発表した。

(注) 基準枠そのものは再割引、ロンパート貸付合わせて約250億シリングと不变、利用枠は81年10月以来対基準枠比70%に据置されていた。

なお、各利用枠の70%超過分に適用される高率レートは従来どおり公定歩合およびロンパート貸付歩合のそれぞれ1%高くなっている。

2. 本措置に関する同行のプレス・コミュニケは次のとおりである。

「本措置は、経済安定化を促進する内外の諸条件がとのってきた状況を考慮して決定したものである。当行は、これにより預貸資金利の低下が一層促進され、ひいては経済活動の回復に寄与することを期待している。」

◇スウェーデン中央銀行、罰則金利の引下げ等を発表

1. スウェーデン中央銀行は3月10日、市中銀行に対する罰則金利を1%引下げ(12%→11%)、翌11日から実施するとともに、現金準備率についても1%引下げ(2%→1%)、14日から実施する旨発表した。罰則金利の引下げは昨年10月15日以来3回目である。

なお同行は同時に、罰則金利の適用については、これを中央銀行借入のうち自己資本の25%を超える部分に範囲を拡大(従来は自己資本の75%を超える借入に適用)することも決定した。

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行は、「昨年10月8日に実施したスウェーデン・クローナの16%切下げ(57年11月号「要録」参照)の奏効から、為替市況が比較的安定した推移をみている状況にかんがみ、低迷を続いている国内景気への配慮もあって国内金利の緩やかな低下を図ることが適当と判断したのである。本日、国家債務局(National Debt Office)が発表した国債金利引下げ(2年半物、12.25%→12%)もこれとねらいを一にしている。もっとも、EMS通貨等歐州他通貨の先行き動向が不透明なこともあり、本措置は民間部門の銀行借入促進など全面的な金融緩和をねらったものではない」と説明している。

アジアおよび大洋州諸国

◇香港、1983年度の予算案、経済見通し等を発表

1. 香港政府は2月23日、1983年度(1983年4月~84年3月)予算案を発表した。同予算案の歳出規模は歳入上の制約から前年度実績見込み比+2.0%(前年同+29.7%)と75年(同+0.9%)以来の最低の伸びとなっている。予

算案の概要は次のとおり。

(1) 歳入(323億香港ドル)は、前年度実績見込み比+4.7%と低い伸びにとどまっている。これは、酒、たばこ税等一部間接税の税率や各種手数料の引上げを実施^(注)するにもかかわらず、直接税が景気低迷の中で伸び悩んでいるほか不動産売却収入も大幅減収(前年比△34.1%)を余儀なくされたことによるものである。

(注) 税率や手数料の引上げは次の11項目について実施。

①酒、たばこ、石油税、②自動車運転免許交付料、③自動車登録税、④ブイ使用料、⑤商業登録料、⑥ホテル・ルーム税、⑦会社登録料、⑧銀行ライセンス料、⑨とばく税、⑩固定資産税、⑪空港税

(2) 歳出(354香港億ドル)は、歳入面の制約等から前年度実績見込み比+2.0%と小幅の伸びにとどまっている。こうした中でほとんどの費目の伸びが前年を下回るものとなっているが、民生安定の見地から、医療・衛生や住宅、教育に厚目の配分を行っている。

(3) この間取支じりについては、8年振りに赤字を計上した前年度(実績見込み、39億香港ドルの赤字)に続く2年連続の赤字(32億香港ドル)が見込まれている。

これによると、82年の実質成長率は輸出の不振や民間設備・建設投資の減退などから+2.4%と前年(+10.9%)を大幅に下回り75年(△1.7%)以来の低成長にとどまった。83年については輸出が米国景気の回復から持直しが期待されるものの、個人消費や民間投資が低迷を続けるとみられることから、+4%の低成長にとどまるものとみられている。

香港の1982年経済実績と1983年経済見通し

(前年比、%)

	1982年実績 (暫定)	1983年 見通し
実 質 G N P	2.4	4.0
うち個人消費	1.7	3.0
政 府 消 費	7.7	6.0
国内総固定資本形成	△ 0.2	6.0
(工業設備投資)	△ 5.9	4.0
(民間建設投資)	△ 1.0	△ 2.0
(公共建設資)	25.6	15.0
輸 出	△ 1.7	7.0
輸 入	△ 2.7	7.0

香港の1983年度予算案

(百万香港ドル、%)

	1983年度 予 算	構成比	1982年度 実 績	1982年度 見込み比	増 加 率
			1982年度 実 績	見込み	
歳 出 ^(注)	35,437	—	2.0	34,753	
うち教 育	5,724	13.5	7.7	5,317	
國 防、治 安 等	1,557	3.7	9.1	1,427	
經 濟 関 係 費	1,580	3.7	5.9	1,492	
運 輸 道 路・土 木	12,214	28.7	5.7	11,560	
住 宅	5,837	13.7	7.8	5,419	
医 療、衛 生	3,069	7.2	16.4	2,636	
社 会 福 祉	1,869	4.4	3.1	1,812	
歳 入	32,270	—	4.7	30,813	
うち直 接 税	12,181	37.7	△ 1.0	12,300	
間 接 税	8,331	25.8	49.8	5,560	
不 動 産 売 却	3,000	9.3	△ 34.1	4,550	
取 支 尻	△ 3,167	—	—	△ 3,935	

(注) 歳出の内訳は一般会計以外の都市協議会および住宅局の支出を含むベース。

2. また、上記予算案発表と同時に82年(暦年)の経済実績および83年の経済見通しも発表された。

◇豪州、労働党政権が成立

豪州では深刻な不況(2月中失業率10.7%)の中で2月3日に連邦議会が解散され、3月5日に上下両院選挙が行われた。この結果、ホーク党主導の野党労働党政権がフーレー首相率いる自由・国民両党に大勝し(下院124議席中74議席を獲得<改選前52議席>)、75年11月以来約8年振りに労働党政権が誕生することとなった。3月11日に正式発足した政権の主要閣僚は次のとおり。

首 相 ロバート・ホーク (労働党政権)
副首相兼貿易相 ライオネル・ボーエン(〃副党主)
外 相 ウィリアム・ハイドン(〃前党主)
財 政 相 ポール・キーティング(下院議員)
商 工 相 ジョン・バトン (上院 〃)

◇豪州、為替レートを切下げ

豪州連邦準備銀行は3月8日、豪州ドル・レートを貿易加重通貨バスケット指数に対し、10%切下げる旨発表し、即日実施した。この結果、豪州ドルの対米ドルレート(中値)は7日の1豪州ドル当り0.9491米ドルから8日には0.8549米ドルに下がった。

本措置は2月末以降3月5日の総選挙で政権が労働党政権へ移行するとの見通し(総選挙の結果、労働党政権が成立)を背景に大量の外資流出が発生、これに対処するた

めにとられたものといわれている。

◆ニュージーランド、為替レートを切下げ

ニュージーランドでは、3月8日、「豪州ドルの10%切下げ措置に伴い、貿易加重平均バスケット指数(豪州のウエイトが最大)が低下した事態にかんがみて」(マル

ドゥーン首相)ニュージーランド・ドルを同指数に対して6%切下げる旨発表し、即日実施した。この結果、ニュージーランド・ドルの対米ドルレート(中値)は7日の1ニュージーランド・ドル当り0.7165米ドルから8日には0.6555米ドルに下がった。